



弁護士 近藤 智仁

民事調停のすすめ

Q

私は、近所のお宅で飼われているペットによる騒音や悪臭に悩まされています。何度かお願いをしてきましたが、その場しのぎの返事ばかりで、一向に改善されません。こうした場合、どのように対応するとよいでしょうか。

このようなご近所のトラブルについて、相談を受けることがしばしばあります。裁判という手段はあるものの、訴えを提起するとなると、費用面の問題や相手方との関係がさらに難しくなりそうで、躊躇してしまうこともあるでしょう。このようなケースでお勧めする方法が、今回、ご紹介する民事調停になります。

民事調停とは、担当裁判官1名と一般市民の良識あるいは専門知識を有する2名の調停委員により構成される簡易裁判所に設けられた調停委員会の関与の下、紛争当事者が話し合いを行い、一定の合意に達することにより紛争を解決する制度です（家庭裁判所で行われる離婚調停や遺産分割調停などの家事調停の一般民事事件版と考えるとイメージしやすいと思います）。

話し合いによる合意に基づく解決を目指す制度ですから、相手方の人となりによっては、話し合いがまとまらず、ときには、相手方の調停期日への不出頭が続く結果、調停が成立しないデメリットはありますが、民事調停には、次のようなさまざまなメリットもあるため、困ったときの選択肢として知っておいていただきたい制度です。

- ①互いに不信感を持つ紛争当事者同士が直接話し合っても、問題は解決できませんが、中立で信頼できる第三者が間に入ることにより、話がまとまるのが数多くあります（訴訟で白黒つけるよりも、早期に紛争の実情にあった柔軟な解決を図れることがあると言われています）。
- ②裁判をする場合は、自己の主張が法的根拠のあるものかどうか、主張を裏付ける証拠があるか、といった点について十分な検討が必要になりますが、民事調停は、あくまで話し合いによる解決を目指すものですから、客観的な証拠の必要性は裁判ほど高くありません。
そのため、手続きも裁判に比べ簡単で、申立書では、どのような調停結果を希望するかを、「申立ての趣旨」として記載し、その争いの経緯や概要を、「紛争の要点」としてまとめれば足ります。裁判所の窓口やHPには、定型的な紛争について、定型の書式や記載例が用意されていますのでご参照ください（「裁判手続案内」でインターネット検索→「申立て等で使う書式」→第1簡易裁判所の民事事件(2)「民事調停で使う書式」）。
- ③民事調停では、調停委員が話をじっくりと聞いてくれますから、書面で上手く説明できない場合、口頭での補足説明もし易く、十分な法律知識を持たなくても手続きを進めていくことができます。申立てに要する費用は、裁判に比べて安く設定されています（事案によりませんが、1万円未満で行えるものが大半です）。専門的知識の必要な事件では、その道の専門家が調停員に選任されていますので、中立な立場の専門家の見識を聞くことができます。さらに、その手続きは、非公開で行われますので、他人に知られたくない内容を安心して話すこともできます。調停がまとまった場合は、裁判の判決と同じ効力を持つ調停調書が作成され、相手方が合意を守らなければ、強制執行の申立ても可能です。

最後に、あきる野市・日の出町・檜原村の管轄は、八王子簡易裁判所になります。相手方がこれらの市町村に居住する場合、八王子簡易裁判所に申し立ててください。

あなたの周りに仲裁を頼める方がいない場合や、行政に相談をしても解決しない場合、民事調停を考えてはいかがでしょうか。